

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月10日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

広島県公安委員会規則第4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則

(広島県公安委員会公印規則の一部改正)

第1条 広島県公安委員会公印規則(平成21年広島県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の表広島県公安委員会の項中「風俗営業・性風俗関連特殊営業事務用」を「風俗営業・性風俗関連特殊営業・特定遊興飲食店営業事務用」に改める。

(広島県公安委員会決裁規則の一部改正)

第2条 広島県公安委員会決裁規則(平成22年広島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「)及び」を「)の規定による営業の不許可及び営業許可の取消し(同法第8条第3号又は第4号(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定によるものを除く。),」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(昭和60年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項第2号」を「第5条第2項第2号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保全対象施設)

第1条の2 条例第12条の3第3号の公安委員会規則で定める特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある児童福祉施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 障害児入所施設
- (6) 情緒障害児短期治療施設
- (7) 児童自立支援施設

別表広島フラワーフェスティバルの項中「第5条の2」を「別表」に改める。

(広島県歡樂的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部改正)

